【提出先】日本植物学会事務局　Email：bsj@bsj.or.jp　　FAX：03-3814-5352

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20xx年　　月　　日

公益社団法人日本植物学会

　　会長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　会員番号　217-　　　-

　自宅住所　〒　　　—

会員氏名 　　　　　　 　(印)

**正会員（シニア会員）移行届**

　公益社団法人日本植物学会正会員（シニア会員）規程に基づき、20xx年より貴学会の正会員（シニア会員）に移行したくお届けいたします。

　また下記につきましては、相違ございません。

——————————————————————————　記　—————————————————————————————

**・生年月日：　　　　年　　　　　月　　　　　日**

**・現在、定職に就いておりません。**

**以上**

**公益社団法人日本植物学会正会員（シニア会員）規程**

（総則）

第１条 正会員（シニア会員）については、本規程に定めるところによる。

（資格）

第２条 65 歳以上、原則として定年退職等により定職に就いていない者。

2. 連続5 年以上会員であった者。

（正会員（シニア会員）の承認）

第３条 本人からの申請にもとづき、会長が承認し、結果を理事会に報告する。

2. 本人からの申し出により、正会員（シニア会員）から正会員に移行することができる。

3. 本人から定職に就いたと申し出があった場合は、正会員に移行しなければならない。

4. 毎年、会費を納める際に、正会員（シニア会員）であることを申し出なければならな

い。

（正会員（シニア会員）の特典）

第４条 正会員（シニア会員）は正会員の資格を有し、正会員と同等の権利を受ける。

（本規程の変更）

第５条 この規程を改正する場合は理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2018 年9 月13 日の代議員会による細則変更決議の承認を条件に、2018

年7 月29 日から施行する。但し、2019 年度会費から適用する。

附 則 この規程は2019 年7 月21 日から施行する。

附 則 この規程は2019 年9 月14 日の代議員会による細則変更決議の承認を条件に、2020 年

1 月1 日から施行する。

附 則 この規程は2020 年1 月27 日から施行する。